

2023年11月16日：令和5年財政委員会

○たきぐち委員 それでは、私からは、令和五年度東京都税制調査会報告について伺ってまいりたいと思います。まず、ふるさと納税についてであります。

平成二十年度税制改正で創設されたふるさと納税制度は、導入から既に十五年が経過をいたしました。過度な返礼品競争によるカタログショッピング感覚での寄附が行われるなど、本来の趣旨から逸脱しているともいえます。

こうした状況に対して、これまでも、東京都税制調査会において問題点が指摘され、都も制度の見直しを国に要望してきたところであります。

しかし、全国の寄附受入額は増加の一途をたどっておりまして、令和四年度には九千六百五十四億円と、一兆円に迫る規模まで拡大をしています。

過大な寄附の使い道が決まらず、寄附受入額の多い自治体における特定目的基金の残高が前年から倍増しているとの報道がある一方で、都市部の自治体からの税収の流出額の増加が大きな問題となっていると認識しております。

そこでまず、ふるさと納税による都の影響額について、直近の減収額と制度創設以降の累計額を併せて伺います。

○辻谷税制部長 都におけるふるさと納税による減収額は年々増加しており、令和五年度分の減収額は六百七十五億円、制度創設以降の累計は三千十八億円です。

○たきぐち委員 年間六百七十五億円ということで、看過できない規模になっているかというふうに思います。

このような中、先月十月に、総務省は、行き過ぎた返礼品提供に対する対応として、返礼品の地場産品に該当するかの基準や募集経費を五〇％以下とするルールを厳格化の見直しを行ったと聞いています。

そこで、今回の国のルール厳格化の概要と、これに対する都の見解について伺います。

○辻谷税制部長 本年十月に国が実施したふるさと納税の指定基準見直しの概要は、寄附額の五割以下とされている募集に要する費用について、寄附金受領証の発行などの付随費用も加えるとともに、返礼品に係る地場産品の基準について、加工品のうち熟成肉と精米を提供する場合における原材料の肉や米を同一都道府県内産のものに限定するというものです。

国の説明では、今回の見直しは、ふるさと納税の運用の適正化を図るものとされているが、都としては、ふるさと納税制度が抱える様々な問題点の本質的な解決につながるものではないと考えております。

○たきぐち委員 本来、寄附額の半分以下でなければならない経費が、隠れ経費などの扱いで、その割合が守られていなかったり、地場産品でない返礼品が混在していたりという、こういった現状に対しての措置だということで理解をいたしますが、ご答弁がありましたとおり、特定の返礼品に限定していることなど場当たりの印象は否めず、制度を根本から正すものではないと、私も考えております。

ただ、報道によりますと、ルールの厳格化を受けて、七割以上の自治体が、寄附金額の値上げや返礼品の取扱いの中止、変更などを実施したということであり、何かしらの対応に迫られた状況も見てとれます。

こうしたこれまでの経緯や現状において、今年度の東京都税制調査会の報告では、ふるさと納税について改めて問題点を指摘するとともに、従前より一歩踏み込んで、抜本的な見直し案についても言及されていますが、今年度の東京都税制調査会では、ふるさと納税について、どのような提言、意見が出されたのか伺います。

○筒井税制調査担当部長 今年度の東京都税制調査会においては、ふるさと納税制度は多くの問題点を有していることから、抜本的に見直し、寄附金税制本来の趣旨に沿った制度に改めるべきとした上で、具体的な見直しの方策として、見返りを求めない寄附本来の姿に近づけるため、返礼割合を段階的に引き下げていくべき、特定の事業を応援するクラウドファンディング型への制度の変更も考えられる、垂直的公平の観点から、特例分の控除額に定額で上限を設定することが考えられる、返礼品は、所得税法における特別の利益に当たると考えられ、寄附金控除の対象となる寄附金額から受領した返礼品に相当する金額を除くべき等の意見が出されています。

また、ふるさと納税の問題を都民に提起し、理解を促進すること、問題意識を同じくする地方自治体と連携し、国に対して制度の見直しを求めていくことも重要としております。

○たきぐち委員 国に対して、制度の問題点はもちろんのこと、クラウドファンディング型への制度の変更であったり、控除対象寄附金額から返礼品相当額を除くことなど、具体的な案を示しながら、抜本的な見直しを求めていくということは重要であり、都として、こうした提言や意見を参考にしながら、引き続き、国に要望していくべきと考えます。

一方で、制度に問題があるにせよ、ふるさと納税は、今や、国民、都民に一定程度受け入れられておりまして、ニーズがあるのが現実でもあります。

ある民間の調査によりますと、ふるさと納税を行った理由として、お礼の品がもらえるからが七〇%と最も多く、住民税が控除されるからが六〇%、税金の使い方を自分で選べるからが二三%、被災地支援や自分の故郷への恩返し、思い入れのある地域への貢献が一〇%前後という結果が示されています。

これは、ネットで検索すれば、出てくる調査結果ではありますが、多くの国民、都民の動機づけが寄附本来の姿ではないといえる一方で、返礼品を受け取らずに寄附する人も一定数いるということが、この調査から分かります。ちなみに、この調査によりますと、返礼品を受け取らない経験者が三割弱いて、このうち、二十代では半数以上、五五%弱がお礼の品をもらわないという経験があるということで、年代が高い層ほど返礼品を受け取る傾向にあるという結果も出ています。ここにも、高額所得者ほど、より恩恵が受けられる制度となっていることが読み取れるわけでありまして、ただ、一方では、本来の趣旨により近い活用をしている若い世代の存在も確認できる調査結果だというふうに私は感じました。

こうした国民、都民の行動や認識を把握した上で、ふるさと納税の問題、課題を都民に提起し、理解を促していくべきと考えますが、見解を伺います。

○辻谷税制部長 都はこれまで、ふるさと納税の問題点や都政への影響について分かりやすく伝えるため、都の見解を主税局のホームページに掲載するとともに、SNSや広報紙などを通じた発信を行ってきました。

これらの取組により、ふるさと納税について報道される機会も増え、課題が広く知られるようになってきたと認識しています。

今後は、都民の行動や認識を把握するため、ホームページを閲覧した方を対象としたアンケート調査を行う予定です。

また、さらなる制度見直しの機運醸成に向け、デジタルサイネージなど直接都民に働きかける媒体も活用し、効果を検証しつつ、引き続き、戦略的に広報を展開していきます。

○たきぐち委員 テレビをつければ、今、当たり前のように、このふるさと納税のCMが流れているという実態がある中で、税金を効果的に、自分の意思で納得感を持って納めたいという国民、都民感情は、理解できるところであります。

しかし、税金が他の自治体に流れることによって、自ら受けられる行政サービスに関係してくることも事実であって、今ご答弁にありましたような取組を着実に展開することによって、本来の趣旨に沿った制度への見直し

への機運醸成を期待したいというふうに思います。

先ほど、都の影響額について確認をいたしましたけれども、都内の自治体においても、住民税の流出が、行政サービスに影響を及ぼしかねない、看過できない状況となっていることは、自治体関係者からも、また、報道でも、話を聞いたり、度々目にするところであります。

こうした状況に対して、財政規模が限られている自治体にとっては、制度の可否はともかく、手をこまねいている場合ではなくて、積極的に魅力ある返礼品を打ち出そうという動きが強まりつつあります。

最も流出額の多い世田谷区では、令和四年十一月から、本格的に返礼品提供を始めて、地元の人気菓子など約百点を返礼品に追加するなどの取組を行っています。また、新宿区では、吉住委員、いらっしゃいますけれども、区長やJR新宿駅の駅長の一日体験といった体験型の返礼品だったり、中央区でも、明治座や歌舞伎座での観劇券、築地のバーベキュー場利用券など、やはり体験型のメニューを追加するなど、寄附額の増加につなげようとしています。

私と慶野都議の地元の荒川区においても、鋳物体験であったり、あらかわ遊園のチケットであったり、社交ダンスレッスンとか、こういった体験型の返礼品があって、その数も増やしているところでもありますけれども、現状のふるさと納税市場で戦っても、なかなか厳しい、他の自治体の生鮮食品などにはかなわない、だとするならば、ふるさと納税をしようとしている人から、荒川区の返礼品、その商品を欲している人にペルソナを切り替える、ターゲットを切り替える、市場分析をしながら売る手法を考えていこう、そんな議論も、同僚議員が区議会の中でしているところでもあります。

一方で、特別区長会として、これまで一貫して毎年のように不合理な税制改正等に対する主張を公表し、本年七月末にも、国に対して制度の見直しの要望を行っています。今週月曜日にも、不合理な税制を是正するよう求める要望書を自民党の萩生田政調会長宛てに提出したという報道もありました。

今回の報告においても、問題意識を同じくする地方自治体と連携をし、国に対して制度の見直しを求めていくことの重要性について提言されているところであります。

こうした提言も踏まえ、特別区との連携をさらに強化するなど、ふるさと納税が抱える様々な問題点の解消に向け、都としてどのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

○辻谷税制部長 ふるさと納税は、地域の活性化や被災した自治体への復興支援に寄与する面もある一方で、より多くの寄附金を集めるための返礼品競争が続いており、寄附本来の趣旨を促す制度となっておりません。

また、行政サービスを行う自治体に入るべき税収が、寄附金を通じて他の自治体に移転しており、受益と負担という地方税の原則をゆがめるものとなっております。

さらに、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっており、高所得者ほど多額の返礼品を受け取れることとなるため、公平性の観点からも問題があることに加え、ワンストップ特例を利用した場合、本来国が負担すべき税収減が自治体に転嫁されるといった課題もあります。

こうしたことから、都はこれまで、ふるさと納税について、寄附本来の趣旨等を踏まえた見直しを行うよう国に要求するとともに、ふるさと納税の対象として国の指定を受けるための申出を行っていません。

今回の東京都税制調査会の提言や意見も参考に、問題意識を同じくする他の自治体とも連携しながら、ふるさと納税制度の抜本的な見直しについて国に要求していきます。

○たきぐち委員 東京都と都内区市町村を合わせた令和五年度の減収額は、約一千七百億円と、過去最高の額に達しています。問題意識を同じくする他の自治体、とりわけ、特別区長会や市町村長会などとの連携を強化し、オール東京で制度の改善に向けて取り組んでいただくことを強く求めるとともに、税収の確保に向けては、国の指定を受けるための申出も含めて、あらゆる方策の可能性を排除せず、取り組んでいただくことをお願いしておきたいというふうに思います。

さて、都税収入への影響を考えると、ふるさと納税もさることながら、地方法人課税の偏在是正措置の影響は極めて大きいものであります。先ほど、特別区長会が要請書を提出したと申しあげましたけれども、ふるさと納税制度と偏在是正によって、特別区全体で、二〇二三年度は約三千二百億円減収するとの試算も示されたところであります。

そもそもこの問題は、国がかつて、いわゆる三位一体改革の名の下、地方交付税を大幅に削減し、地方財政の困窮を招きましたが、これを都市対地方の税収格差の問題にすり替え、不合理な偏在是正措置を講じたのが始まりであったと記憶しています。

そこで、これまで累次にわたって講じられてきた偏在是正措置について、税制改正の経緯と影響額を伺います。

○辻谷税制部長 まず、平成二十年度税制改正では、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を地方法人特別税として国税化するとともに、地方法人特別譲与税として都道府県に配分することとされました。

また、平成二十六年度税制改正では、地方法人特別税の規模を三分の一縮小し、法人事業税に復元したものの、地方消費税率の引上げに伴い、自治体間の財政力格差が拡大することへの対応として、法人住民税法人税割の一部が地方法人税として国税化され、その全額が地方交付税原資化されました。

平成二十八年度税制改正では、消費税率一〇%段階において、長年の懸案であった法人事業税の暫定措置を廃止することとされた一方で、法人住民税については、一部国税化の規模をさらに拡大することとされました。

さらに、令和元年度税制改正において、国は、都市と地方の財政力格差の拡大等を理由に、法人事業税の一部を再び国税化し、不交付団体に対する譲与制限を設けて都道府県に配分する特別法人事業税、譲与税制度を恒久措置として創設しました。

こうした累次にわたる偏在是正措置による都の減収額は、平成二十年度から令和五年度までの累計で約七・九兆円に上っています。

○たきぐち委員 七・九兆円という莫大な金額が減収となっているということでもあります。

加えて、本年七月の全国知事会議では、一部の知事から、さらなる偏在是正を求める意見が出たということでもあります。こうした意見に対して、小池知事は、地方交付税などを含めた人口一人当たりの一般財源額で見れば、東京都は全国平均以下の水準であることなど、逆偏在が生じていることを、エビデンスを示しながら、明確に反論を行ったと承知をしております。

偏在是正措置について、東京都税制調査会の提言も参考にしながら、税制面における問題点の理論的な主張を行っていくべきと考えますが、見解を伺います。

○辻谷税制部長 これまで国が講じてきた偏在是正措置は、法人がその事業活動を行うに当たり、自治体から行政サービスを受けていることに着目して課税されている法人二税を、財政調整の手段として応益関係のない他自治体に配分するものであり、受益に応じて税を負担すべきという地方税の応益性の原則に反しています。

また、地方の重要な基幹税の一つである地方法人課税を国税化し、地方交付税や譲与税として配る仕組みは、地方の自主財源を縮小させることにほかならず、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行するものです。

自治体が自らの権限と財源により、主体的にその役割を果たすためには、限られた財源の奪い合いではなく、真の地方自治の実現に向けた地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築を実現していくことが重要です。

都としては、不合理な偏在是正措置に対しては、東京都税制調査会も活用しつつ、引き続きしっかりと主張を行っていきます。

○たきぐち委員 第三回定例会の我が会派の代表質問におきましても、本年度予算ベースで一兆二千七百六十五

億円、都民一人当たり換算で九万円以上のマイナスとなっていることに対して、地方税財政制度の在り方についての抜本的な見直しを求めたところでもあります。

総務省及び同省出身の知事が中心となって、新たに都から財源を奪おうとする動きが事実であれば、到底容認できるものではありません。ぜひ、都議会におきましても、この委員会でも、菅野幹事長はじめ各会派の先生方いらっしゃいますので、超党派で、声を大にして問題提起をしていかなければいけない大きな課題だと認識をしているところでもありますので、お願いをしたいというふうに思います。

次に、環境関連税制について伺いたいと思います。

地球温暖化から地球沸騰化といわれる時代を迎え、私は、都民の理解を得ながら、規制措置、誘導措置、施策、税制措置、あらゆる方策を講じて、気候変動対策に取り組まなければならないと強い危機感を持っております。

こうした状況の中で、今年度の東京都税制調査会は、住宅の脱炭素化に向けた提言を行っておりますが、住宅の脱炭素化を検討テーマとした考え方について伺います。

○筒井税制調査担当部長 東京都税制調査会は、税制の基軸の一つに環境を据えて、税制のグリーン化を推進していくことが不可欠としておりまして、環境関連税制を重要なテーマとして継続的に検討しております。

これまで、大気汚染対策の観点から、排ガス性能に応じた自動車税のグリーン化、また、地球温暖化対策の観点から、温室効果ガス排出量に応じたエネルギー税制や自動車関連税制の在り方を検討するなど、社会経済の変化を踏まえつつ、環境重視の社会経済を構築していくための税制の在り方について提言をしてまいりました。

今年度は、家庭部門のCO₂排出量削減が他の部門に比べ進まない中で、家庭部門の対策の中核である住宅の脱炭素化について、税制の視点から検討を行うとしたものであります。

○たきぐち委員 都は、ゼロエミッション東京の実現に向けて、二〇三〇年までの行動が極めて重要であるとして、環境局を中心に、全庁的な取組を進めています。

都内CO₂排出量の約三割は家庭部門から排出されていますが、エネルギー消費量は、産業業務部門、運輸部門が二〇〇〇年度比で減少しているのに対して、家庭部門のみ増加していることから、住宅の脱炭素化を強化していくことが重要であります。

国は、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、いわゆるZEHを推進し、都は、ZEHよりも省エネ水準が高く、建築物省エネ法で定める基準より三割省エネとなる東京ゼロエミ住宅を設定し、さらに高い省エネ性能を備えるべく、基準の多段階化を図るなど、取組を強化しているところと承知をしております。

そこで、現在、ZEHや東京ゼロエミ住宅などの環境性能のよい住宅について、優遇税制はどのように行われているのか、国制度と都制度のそれぞれについて伺います。また、都税調の報告では、住宅の脱炭素化に向けた方策として、不動産取得税に環境性能割を導入することが提言されていますが、併せてその考え方について伺います。

○筒井税制調査担当部長 環境性能の高い住宅に対する優遇税制として、所得税から借入残高の一定割合を控除する住宅ローン減税について、環境性能の高い住宅ほど借入限度額の上限が高くなる措置が講じられています。

国の措置に加えて、都は、令和四年度から、東京ゼロエミ住宅の普及を税制面から支援するため、太陽光パネルの設置など一定の要件を満たす東京ゼロエミ住宅の取得について、不動産取得税を最大で十割減免しております。

今年度の東京都税制調査会の報告では、住宅の脱炭素化に向けて、取得時において断熱、省エネ性能が優れた住宅の選択を促すため、不動産取得税に、環境性能に応じて税率を設定する環境性能割を導入することが有効であると提言しております。

○たきぐち委員 現在も、国の措置に加えて、要件によって、これは、太陽光発電システムを設置したり、多段階化の水準二及び三の基準を満たす等々のこういった要件によって、五割から最大十割、不動産取得税が減免される制度があります。

報告では、環境性能割、これは既に自動車税において実施されている仕組みではありますが、これを新たに不動産取得税にも導入することが有効であると提言されております。自動車税以外の税では、現状、軽減措置にとどまっており、税率そのものが環境負荷に応じて設定される環境性能割の導入は、社会的にもインパクトが大きいものと考えます。

そこで、制度の導入に当たって、どのような課題があるのか伺います。

○筒井税制調査担当部長 報告では、不動産取得税は、課税標準の特例措置等の各種控除により課税割合が小さくなっており、環境性能割の導入に当たっては、政策効果を高める観点から、課税ベースを拡大することを併せて考える必要があるとしております。

○たきぐち委員 政策効果を高める観点から、不動産取得税の課税ベースを拡大することが課題であるということでもあります。

環境に配慮した税制という意味では、自動車税のグリーン化が思い当たるところであります。環境によい車が増えるということは、期待する政策効果であります。一方で、税収は減少します。課税ベースの拡大も併せて考えられているということですが、政策効果の向上と税収、財政の確保という両面において、都民の共感を得ながら検討を進めていただきたいというふうに思います。

現在の住宅ストックは二百万棟で、年間四・三万棟が新たに着工されていることから、二〇三〇年までには約四十万棟、二〇五〇年には約百三十万棟が新築に置き換わると試算されています。これは、環境基本計画改定時の都の資料によるものでありますけれども、この試算どおりに推移したとしても、三分の一の約七十万棟は残存するということになります。つまり、環境性能の優れた新築住宅の選択や供給を促進することは重要なことではありますけれども、住宅の脱炭素化のためには、既存住宅へのアプローチも極めて重要であります。

コロナ禍によって、在宅勤務、テレワークが増えるなど、働き方や生活様式が大きく変化いたしました。在宅時間の長時間化によって、住環境への関心が高まって、リフォーム需要が増加基調にあるこの機会を捉えて、既存住宅の脱炭素化に向けた取組を加速させていくべきと考えます。

都税調の報告では、既存住宅の脱炭素化に向けた税制措置についてどのような提言があったのか伺います。あわせて、都として、今回の住宅の脱炭素化に向けた提言をどのように活用していくのか伺います。

○辻谷税制部長 今年度の東京都税制調査会の報告では、既存住宅を、環境性能の高い住宅へ改修するよう後押ししていくため、省エネリフォームに係る固定資産税の減額措置について、新築住宅に省エネ性能が義務化されることを踏まえ、減額割合及び要件の緩和等、制度の見直しを行うべきとの提言がなされました。

都税調報告の趣旨を踏まえ、引き続き、関係局と連携するとともに、総務省をはじめとする国の関係機関等へも働きかけていきます。

○たきぐち委員 都税調において、住宅の脱炭素化に向けて、新築住宅と既存住宅それぞれについて、税制を活用した促進策を検討し提言されていることは評価できます。

私もこれまで環境・建設委員会の中で、建物のゼロエミッション化に向けて、住宅の断熱化の重要性を繰り返し指摘をしてまいりました。仮に太陽光など自然再生エネルギーに転換したとしても、エネルギーがだだ漏れしているような構造では、H T Tの効果は得られないということで、断熱性、気密性を高めるべく、その性能基準の引上げについても、業界も含めて取組が進められていると理解しているところであります。

脱炭素社会の実現に向けては、技術開発、GX、人々の意識変革、行動変革、カーボンオフセットなど、様々な分野にわたって積極的に施策を展開していくことが重要であり、税制も施策とともに役割を果たすべきものと考えています。

先ほどの答弁にありましたが、都税調においては、環境関連税制の枠組みの中で、時代の変化に応じて検討テーマを選定し、継続的に意欲的な提言を行っているを受け止めております。自動車税のグリーン化、中小企業者向け省エネ促進税制やZEV導入促進税制などの政策減税は、都税調の提言が実現したものと認識をしております。引き続き、環境重視の社会経済の構築に向けて、環境関連税制の意欲的な検討を求め、最後の質問に移りたいと思います。

都税収入について伺います。

コロナの五類移行から半年が経過し、社会経済活動は本格的に再開しつつあります。コロナ禍を振り返りますと、私たちがこれまで経験したことがない感染症の拡大防止を目的とした行動制限が行われたほか、渡航制限や国境封鎖による物流の寸断がサプライチェーンの寸断につながり、経済にも大きな影響がありました。

こうした経済の動向は、当然、都税収入にも影響があったものと思いますが、令和元年度から、コロナが終息に向かった令和四年度までの都税収入の動向について改めて確認をいたします。

○辻谷税制部長 令和元年度の都税収入は五兆六千三百十八億円でしたが、その後、新型コロナウイルス感染症の影響により企業収益が悪化したことなどから、令和二年度は、前年度から二千八百二十億円、五・〇％減の五兆三千四百九十八億円となりました。続く令和三年度は五兆八千四百七十九億円、令和四年度は六兆一千六百四十四億円と、新型コロナウイルス感染症の影響がある中においても、二年連続の増収となりました。

これは、都や国による積極的な財政出動等もあり、企業収益が持ち直し、その後も引き続き堅調に推移したことによる法人二税の増収が主な要因と考えています。

○たきぐち委員 令和二年度に前年度比で二千八百二十億円の減収となったものの、令和三年度からは回復傾向にあって、先日発表された来年度予算の各局要求総額は八兆四千億円を超える、過去最高の更新につながっているところです。これは、感染拡大防止協力金をはじめ、都として様々な手を尽くしてきたことが、税収となって表れている結果だと思えます。

この間、主税局の皆様におかれましては、多くの職員が、保健所の支援であったり、一時滞在施設の運営に協力するなど、本来業務を離れて対応に尽力されてきたことに対して、改めて敬意を表したいというふうに思います。

こうしたコロナ禍を乗り越えてきた現在でありますけれども、少子高齢化の進展や物価上昇に賃金上昇が追いつかない構造など、都が立ち向かうべき新たな課題も顕在化しており、様々な施策を展開しているところでもあります。その施策を財政面から裏づけているのが都税であって、税収確保を担う主税局の役割は極めて大きいものがあると思えます。

先般、福祉保健局が分割されたことによって、主税局が知事部局で最大の職員数を有する局となりました。

そこで、最後に、多くの現場を持つ組織の長として、主税局の使命である税収確保に向けてどのように取り組んでいくのか、児玉局長の決意を伺います。

○児玉主税局長 主税局の最大の使命は、多岐にわたる都政の課題に、将来にわたり都が的確に対応していく上で不可欠な財政基盤を支えるため、歳入所管局として着実に税収の確保を図ることです。

この使命をしっかりと果たしていくためには、都税事務所などの現場における適正、公平な賦課徴収や納税者の視点に立ったサービス向上ときめ細やかな対応により、納税者の理解と信頼を得ることが不可欠であります。

また、デジタル技術の進展と普及が飛躍的に進む中、サービスの質を高め、納税者の利便性をより一層向上さ

せるべく、税務行政のDXを推進していくことも肝要です。

今後とも、高い専門性を有する多くの職員と都税事務所といった現場を持つ強みを存分に生かすことにより、納税者のニーズを的確に捉えたより質の高い税務行政を実現し、主税局の総力を挙げて税収の確保に取り組んでまいります。

○たきぐち委員 ご答弁ありがとうございました。

現場を持つ強みと困難さがあるかというふうに思います。都民に納得して税金を納めていただくには、都政の信頼感が不可欠であるということは、言をまちません。私も、都税事務所に足を運ぶ都民、区民から相談を受けることがあります。

主税局の事務事業については、この後、清水都議からも質疑をさせていただきますが、ぜひ、納税者へのサービスと利便性の向上を図りながら、質の高い税務行政を推進していただくことを求め、質問を終わります。